

特集

「盛土規制法」について

のうくかん 農空間

第93号 発行所 福島県農林水産部 農村計画課

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流では、大雨により地区を流れる河川の上流部に違法に造成された盛土が崩れ、災害関連死も含めて28人が犠牲となりました。この災害を契機として、危険な盛土等を全国一律の基準で規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)が令和5年5月26日に施行されました。

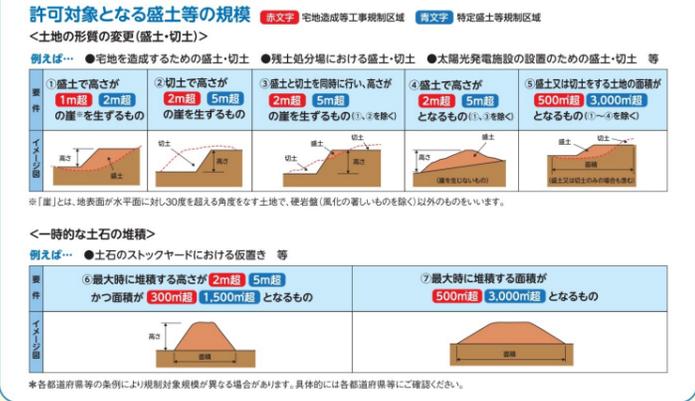


静岡県熱海市の土石流災害 (国土交通省「盛土規制法パンフレット」より抜粋)

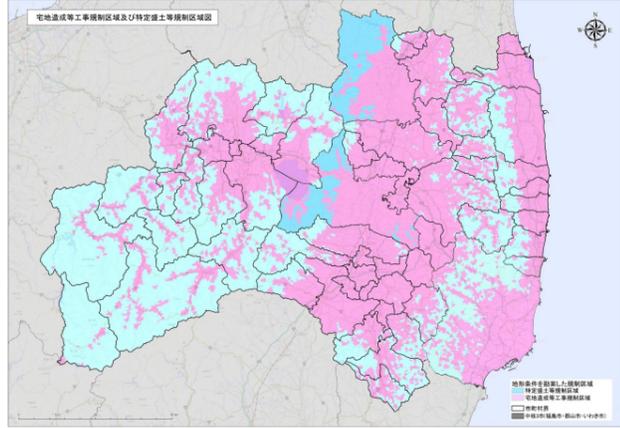
県内における対応

福島県では、令和6年3月から白河市・西郷村・矢祭町が規制を開始、8月には、県土木部において西郷村の崩壊の恐れのある危険な盛土について、行為者による改善が見込まれないものとして、行政代執行による盛土の崩壊を防止するための対策を開始しました。

その後、9月1日から福島市、郡山市、いわき市など中核市が、9月24日に残る53市町村の規制区域を指定、県内全域で規制が開始されました。区域指定後は、一定規模以上の切土や盛土、土石の一時堆積などの行為を行う場合には、県または中核市の許可等が必要となります。



許可対象となる盛土の規模 (国土交通省「盛土規制法パンフレット」より抜粋)



「盛土規制法」区域図

ただし、農業用ため池や農業集落排水施設など公共施設用地内の行為(廃止を除く)、ほ場整備など土地改良法に

基づき事業を行う区域内及びその事業に伴いその付近(工事の配置技術者が現場と一体的に管理できる範囲)に一時的に堆積されるもの、砂利採取法の許可を受けた土砂の採取、災害時の応急措置など災害の発生のおそれがないと認められる行為、行為の前後の標高の差が30cm未満となるような軽微なもの等については、規制の対象外としてい

地域に根ざした水土里ネット

中島村土地改良区職員として令和6年度より採用となりました、山田翔太郎と申します。よろしくお願ひします。

中島村は、中通り南部、白河市の東方に位置し、東西約3km、南北には6.5kmと細長い、総面積18km<sup>2</sup>の村です。現在の土地改良区の受益地は、水田、畑、天水場を合わせて851.23haであり、組合員数は642名となっております。

中島村土地改良区は、関平村外二ヶ村連合耕地整理組合が解散し、泉崎村穴堰水系土地改良区(昭和29年2月27日認可)が設立され、さらに町村合併によって昭和30年1月1日中島村(滑津村・吉子川村合併)が誕生し、昭和38年3月、中島村土地改良区と改称し現在に至っています。役場内の一角に事務所があり、関係機関と密に連絡がとれるようになってい

ます。許可の申請にあたっては、安全性を確認するための資料や、周辺住民の同意等が必要となります。対象となる行為や技術的な基準・対策、申請の方法については、福島県都市計画課、中核市各市のホームページを確認してください。 【農村基盤整備課】

壁の倒伏が著しく、通水断面が阻害されています。このため洪水時には水位が上昇し、溢水・湛水被害が生じている状況であるため改修工事を行っております。

採用一年目ではありますが、団体営の工事に携わることができ、日々新しいことを必死に覚えながら業務に邁進しています。まだまだ慣れなところもあり、関係機関の方々にはご不便をおかけしてはいますが、工事を通して覚えたいことを生かしながら土地改良区の運営をより円滑に行い、また地元受益者の皆様と一緒に頑張って参ります。最後にご支援していただきありがとうございます。関係機関並びに、県、村、皆様方に感謝申し上げます。今後ともご指導ご鞭撻の程宜しくお願いいたします。 【中島村土地改良区】



御城前地区

県内からの便り

土地改良施設は、農業生産条件の確保や国土・自然環境の保全に対し、様々な機能・役割を果たしています。「ふくしまの農村学びの場」事業では、次代を担う若者これらの機能・役割を知らせ、地域への理解と関わりを深めてもらうことを目的としています。

この事業により会津農林事務所では、令和6年10月17日、会津農林高等学校の生徒25名を対象に、会津若松市湊町のかんがい排水事業吉ヶ平地区と会津美里町宮ノ越の農業用河川工作物応急対策事業佐布川地区の現場、そして新宮川ダムを巡る見学会を実施しました。

吉ヶ平地区では、排水量の増加や突発的な豪雨による湛水被害を解消するために水路トンネルを新設した経緯や、トンネル掘削や内面へのコンクリート打設の工法について説明しました。その後代表生徒に、重機作業の安全対策用の動画をVR視聴して危険回避の大切さを実感してもらいました。

佐布川頭首工では、川と堰全体を見ながらゴム堰と護床ブロックの役割や河川内工事の方法を説明した後、土手下の現場でコンクリートブロック製作の作業を紹介しました。

両見学場所においては、事務所職員が工事の説明をするともに20代の若い現場代理人たちが、自分の職業選択時の想いや経験から農業土木という仕事のやりがい話を話してくれました。生徒は偶然母校の先輩でもあった代理人の話を中心して聞いていました。

最後に、佐布川頭首工が取水する宮川の上流部にある新宮川ダムに移動し、農業用ダムの役割とその管理について学びました。生徒は、ダム点検に使う監査廊という普段は入ることのできない通路を歩きながら、ダム内外の様々な設備を大変興味深く見学していました。

今回の現場見学会では、会津管内のトンネル・頭首工・ダムという異なる形態の農業水利施設を巡り、農業の基本となる水の供給と管理の大切さ、それを支える農業用施設の造成工事の実態を知ってもらったことができました。今後もこの事業を通して、たくさんの方々に私たちの仕事を丁寧に伝えていきたいと思います。【会津農林事務所】



新宮川ダム地区見学



佐布川地区見学



吉ヶ平地区見学

わたしの地区を紹介します。



「鴉巣地区」平面図

【地区概要】

○事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業

○工期：令和5年度、令和6年度(予定)

○主要工事：整地工A1142.1ha

道路工L119,075m

用水路工L115,357m

排水路工L116,444m

南会津農林事務所 鈴木 理央

【監督員】

鴉巣地区について

私の担当する地区は、南会津町の南郷地域に位置する「鴉巣地区」です。

本地区は、一級河川伊南川沿いに水田と一部の畑が広がる集落であり、南北にわたる平坦地が続いています。主に水稲と高収益作物である南郷トマトの栽培が行われています。

本事業により区画整理によるほ場の大規模化や担い手への農地集積の加速化とともに、南郷トマトの作付面積を4.0haから4.9haに増やし収益性の向上を図ります。

今年度から地区の最下流で工事が始まり、監督員としてわからないことが多いですが、精一杯業務にあたってまいります。

【南会津農林事務所】



鴉巣地区空撮「地区北側エリア」



鴉巣地区空撮「地区南側エリア」



現場確認の様子



株式会社さかいふあーむ 代表取締役 酒井三郎さん

担い手へのインタビュー

今回は、鴉巣地区で水稲栽培と南郷トマトの栽培をしている株式会社さかいふあーむ代表取締役酒井三郎さんにお話を伺いました。

Q1 営農で困っていることはありますか。

A1 ほ場の規模が小さく、ほ場ごとに作土の深さが異なるため、作業効率が悪いこと。用水の使用量ピーク時は、用水が末端のほ場に行き届かない場合もある。

Q2 ほ場整備に期待することはありますか。

A2 ほ場の規模の大型化及び集約による作業効率向上に期待します。新たに整備される排水路により、排水が再利用できるようになり、用水が無駄なく利用できることを希望します。

Q3 トマト栽培への意欲を教えてください。

A3 産地の模範となるような栽培者となるため、平均反収以上の収穫量を目指す。地域の雇用の受け皿を担えるような経営を行いたい。

福耕支援隊

ふくしまとの絆



R元年の小長井さん

東日本大震災から14年目となり、平成23年度から現在までに延べ1,861人、北は北海道から南は沖縄県まで3道府県からご支援をいただき、福島県だけの力では決して為し得ない規模の復興事業を推し進めていただいています。

このコーナーでは、過去の支援隊の方々への感謝と、復興の経験知を次代に引き継ぐために、支援隊の方の「あの頃」と「今」を取り上げます。

【静岡県 小長井 遥(こながい はるか)さん】

【プロフィール】

○令和元年度当時

所属：福島県相双農林事務所 (南相馬市)

担当：農地・農業用施設災害復旧

原町南部地区 (南相馬市)

○令和6年度現在

所属：静岡県 水資源課 主査

今回は令和元年度に静岡県から支援に来てくださった小長井さんをご紹介します。

小長井さんは当時、東日本大震災で深刻な津波被災に見舞われた原町南部地区の、災害復旧の最後の工事の担当でした。混迷極める竣工認定の準備があり、通常業務だけでも大変なところ、この年の10月には「東日本台風」が福島県を襲いました。かつてない激甚災に市町村も県職員も狼狽する中、小長井さんは率先して市町村支援に加わり、持ち前のリーダーシップで相馬市の災害申請を導いてくれました。査定の現場で誰よりも先頭をダッシュする姿が思い出深いです。

小長井さんが皆から愛されるのは、優しい人柄やチャームポイントな雰囲気によるものだけではありません。誰よりも仕事に前向きな姿勢が我々の尊敬を集めていたのです。福島県はこれからも小長井さんを語り継ぎます。

「福耕支援隊」とは、「福島の被災した農地を再び耕し、おいしい農作物を作るため全国から支援にいらしている農業土木職員の愛称です。」



現在の小長井さん

【インタビュー】

Q1 帰国後の経歴は？また、現在はどのような業務に携わっていますか？

A1 帰国後は、中山間地域農業農村総合整備事業や集落基盤整備事業等を担当していました。現在は「環境部水資源課で、令和3年度末に制定された「静岡県水循環保全条例」の運用や、流域水循環計画の策定を担当しています。

Q2 当時はどのような想いで福耕支援隊に臨みましたか？

A2 学生時代は宮城県内に住んでおり、ちょうどその間に東日本大震災に遭いました。東北は大変お世話になった土地なので、社会人になって微力ながら恩返しができるという想いで臨みました。

Q3 当時の福島県(相双地方)はどのような状況でしたか？

A3 一言で言うと「まだ模様」でした。ほとんど日常を取り戻している原町駅周辺、避難指示解除準備区域等が解除されたものの寂しい雰囲気、南相馬市の南部や浪江町年度末に常磐線が開通し、ようやく一部地域で避難指示区域が解除された双葉町や大熊町。やむを得ず愛着のある土地を捨てて避難された方々に思いを馳せると、とても切ない気持ちになったのを覚えています。

Q4 着任する前と後で福島県の印象に違いはありますか？

A4 テレビでは津波後の悲惨な映像や、復興が進んでいない地域の映像ばかり目にしていたので、沿岸部に

ポットテストフィールドが整備されたり、相馬港周辺がきれいになっていたのには驚きました。

Q5 静岡県と福島県の農村整備で方針や考え方に違いはありましたか？

A5 静岡県と比べて整備の規模が大きく、一つの地区に対してチームで取り組んでいるのがとても良いと感じました。若手でも大規模な仕事に関わることができるとは羨ましかったです。

Q6 福耕支援隊の経験はその後、静岡県の業務で活かされていますか？

A6 着任前にはほ場整備工事を担当した経験がなかったので、帰国してから担当した中山間農業農村整備事業では、福島で得た知識や経験がとても役に立ちました。また、現在担当している業務では、福島県の「水との共生プラン」を先行事例として勉強しています。

Q7 当時、特に思い出に残っているエピソードは？

A7 とにかく現場の思い出が多いです。整備が完了したほ場の作物の生育状況に気を揉んだり、東日本台風の被災状況調査でかけずり回ったり、現場に置き去りにされそうになったり(笑)。着任前はパイプライン工事ばかりで、目に見える仕事を担当した経験が少なかったのが、復旧したほ場を高台から見渡した時にはとても嬉しかったです。

課や福耕支援隊のみんなまでご飯を食べに行く時間がかく楽しく増えたのは内緒です。

常磐線の全線開通に立ち会えたのも、とても思い出深かったです。開通当日、駅や沿線にはどこから出てきたのかというくらい、たくさんのお出迎えの人たちがいたのを鮮明に覚えています。

Q8 最後に、福島県職員にメッセージがあれば自由に記載下さい。

A8 当時、福耕支援隊のメンバーをとても暖かく迎えていただきました。静岡県も、福島に負けたくないくらい良いところがたくさんありますので、ぜひ遊びに来て下さい！